

ビジネス許認可 ワンポイント講座

行政書士 田中聡

第3回 建設業許可取得のメリットって何？

建設業許可を取得することによるメリットにはどんなものがあるのでしょうか？

一つ目のメリットは、税込500万円以上の工事(建築一式工事については、木造住宅以外で1,500万円以上、木造住宅では述べ面積150㎡以上の工事)を請け負うことができるようになることです。許可を取得することによって、請負金額の上限がなくなり、自由な受注活動が可能になります。(元請工事の場合、許可区分により下請業者に発注する金額に制限がかかることがあります。)

二つ目のメリットですが、対外的信用度の向上です。建設業許可を取得したということは、許可要件をクリアした業者であると役所からお墨付きをもらったということであり、金融機関や保証協会からの公的融資による資金調達が容易になります。また、許可を取得すると、申請の際に提出した申請書類の一部が広く一般の閲覧に供されます。申請書類には、会社謄本、工事経歴、経営業務管理責任者の略歴、財務諸表等が含まれ、誰でも閲覧することが出来ます。許可業者が、自らの営業実態を公開することにより、官公庁や民間の発注者

が工事を発注する前にその業者の規模、実績、経営内容等を調査することが可能になるということです。優良業者にとってそれは同時に公に向けたアピールになります。

現状、500万円以上(税込、建築一式の業種は除く)の請負工事をしていないにもかかわらず、元請業者や取引金融機関から建設業許可の取得を促されることもあるかと思えます。元請業者にとっては、その工事が公共工事の場合、国交省から下請には許可業者を使用するよう指導されており、また、金融機関にとっては、建設業者に対し、短期で一定金額以上の融資決定をする際、軽微な工事以上の大きな工事をする可能性を考えます。

「法律は守っているよ。うちは許可なんていらぬ規模でやっているからさー。そんなに許可を取得しろって言うのであれば、もっと金額の高い工事を発注しろよな。」と思うこともあるかもしれませんが、許可取得のメリットを考え、それぞれの立場からの要請にも配慮して、視野を広げて経営を行っていくこともこれからは重要なものかもしれません。

連絡先 田中聡行政書士事務所
〒466-0023 名古屋市昭和区石仏町1丁目3番地第二円昭ビル3A
TEL 052-848-9211 FAX 052-848-9212
E-mail:satoshi_t@kss.biglobe.ne.jp

事業再生なら鈴木相談

事業再生コンサルタント 鈴木廣彦

第7回 国金(日本政策金融公庫)借入で
て気をつけること

起業・創業を増やそうとする現政権の方針を受けて、国金は創業資金貸出に前向きです。300万円前後の少額貸出は、とくに問題なければ積極的に支援しようという姿勢です。

- 1.初めから全額借入して起業するのではなく、一定割合の自己資金投入が要求されます。その自己資金が創業資金として間違いなく使える金であることを、貸す前に確認しましょう。そして、2回目の借入申し込みの時、その自己資金が計画通りに使用されなかったことが判明すると、その後の国金利用が拒絶される理由になります
- 2.創業時点では決算書がありませんので、調査に重点を置いた審査となります。法人、代表者、家族、保証人の既存借入・返済状況ほかの個人情報(ブラック情報など)が神経質に調査されます
- 3.1回目の借入は創業・起業を増やすための餌のようなもので簡単ですが、2回目申し込むと「赤字でどうやって返済するのですか」と断られてしまうことも少なくありません。1年目は赤字でも仕方がないとしても、2年目は黒字の見込みでない、難しいかもしれません。餌で2階に誘われた後すぐに梯子を外されることのないように気を付けましょう。

お問合せ、ご相談はお気軽に
Tel.052-526-6506 Fax.052-526-6508
E-mail: suzuki-hirohiko@cameo.plala.or.jp

組合員様紹介

株式会社 アンタック様快挙!

ISO 9001 14001 ダブル取得!!

株式会社アンタック様からのお知らせを掲載します

この度、平成27年5月15日
株式会社アンタック(ステンレスワイヤローブ製造加工業 愛知県瀬戸市)はISO9001(品質マネジメントシステム)・ISO14001(環境マネジメントシステム)をダブル取得いたしました。
ISO9001は今後の企業の発展品質保持のため不可欠なシステムです。
ISO14001は組織の活動、製品サービスによる、または間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを軽減し、発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格で環境への取り組みを実施している企業であることの証明により、認証取得していない企業に比べ社会的に信頼のおける企業だと高く評価されます。



(社長談)

株式会社アンタック 愛知県瀬戸市 (ステンレスワイヤローブ製造加工業)

設立年月日 平成5年6月18日
資本金 1,000万円
役員 代表取締役 竹下 勇
従業員 46名
主要な製品・取扱品
1.ステンレスワイヤローブ
及び 硬鋼線ワイヤローブ
2.ワイヤ端末加工品
3.コントロールケーブル
4.ウレタン樹脂関連商品
当社登録商標:アンタロン
5.排煙窓操作金物用品
6.ワイヤ手摺関連パーツ
7.真珠、装飾品関連付属パーツ

本社所在地 〒489-0915
愛知県瀬戸市北浦町2丁目42番1
Tel.0561-21-1841
Fax.0561-21-5841
e-mail main@antacc.com
土岐工場所在地 〒509-5312
岐阜県土岐市鶴里町柿野1709番地153
Tel.0572-52-1031
Fax.0572-52-1032

著者の紹介



アステル行政書士事務所
代表: 丹所 美紀
Tel.052-325-7160
Fax.052-325-7162

〒462-0825 名古屋市北区大曾根2-8-26
エステイト大曾根2A

E-mail:astel@mbn.nifty.com
最終学歴:中央大学法学部法律学科卒業
保有資格:行政書士、知的資産経営認定士、
京都府「知恵の経営」ナビゲーター
講師実績:日本行政書士会連合会、
三重県行政書士会、
愛知県行政書士会豊田支部など
登壇実績:知的資産経営WEEK2012 in 愛知
知的資産経営報告書作成支援者
&パネリスト

主な業務:補助金申請書類作成代行、
事業計画書作成代行、
知的資産経営報告書作成支援、
建設業許可申請等の
各種許認可申請、
遺言相続関連業務、
コピーライター

ASK Monthly Times 10号
発行人 鹿島 均
編集人 久保田 順二
photo jaykay

中小企業経営に活かす 知的資産の活用 第一回 自社の強み(知的資産)とは?

補助金申請、融資、求人、新規顧客開拓などの際には自社の強みを相手や目的に合わせて伝える必要があります。そのためには自社の強みを認識する必要があります。そこで今回は自社の強み(知的資産)にはどのようなものがあるのかについてお話をさせていただきます。

「知的資産」という言葉を聞くと「特許権」を想像される方も多いと思いますが、知的資産には特許権などの知的財産権のほか、人材、経営理念、技術力、ネットワークなどの財務諸表には表れにくい強みも含まれます。知的資産は企業競争力の源泉となっています。これを図式化したのが下の図1(経済産業省サイトより引用)です。

企業を外部から見ると、主に資本金、従業員数、自社ビル、機械設備などの有形資産しか見えません。しかし企業には理念があり、人材がいて、技術やノウハウ、ネットワークなどを活かして商品サービスを提供しています。この一つは企業の外部からは見えませんが、このように目に見えにくい無形の資産がその企業にしかない資産であり、企業競争力の源泉となっているのです。これを図式化したのが下の図2(近畿経済産業局サイトより引用)です。近畿経済産業局はこの様子を氷山に例えて図式化しています。知的資産のイメージは掴めたでしょうか? 次回は知的資産の種類についてお話をさせていただきます。

図1.自社の強み分類

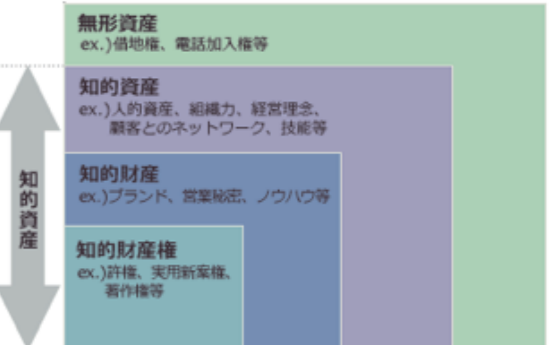
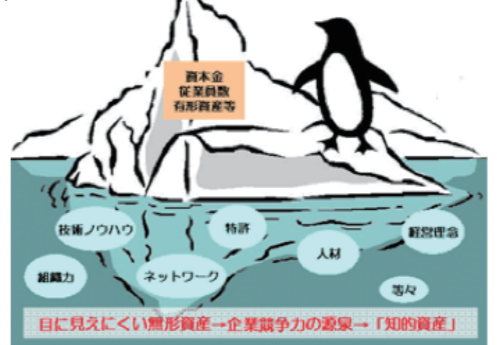


図2.目に見えにくい無形資産



備えあれば憂いなし ASK不動産入門 第4回 不動産に関連した税金について

司法書士 林 清忠
電話 0668-35-7161
FAX 0668-35-7162

不動産登記を申請すると必然的に税金がかかります。まず、登記を申請するときに登録免許税がかかります。その他、不動産取得税、贈与税、所得税など、不動産に関連した税金がこれでもかというほどあります。

私は司法書士です。税理士ではないので税金の専門家ではありませんが、自らが関与する不動産登記に関連した税金については、ご依頼者にご迷惑をかけないようにできる限り勉強しております。不動産に関連した税金にも控除があります。控除を受けるには適用要件をクリアしなければなりません。適用要件を結果的にクリアすれば控除が受けられるのですが、現実には適用要件を受けられるように物事を進めることが多いと思います。

ひとつ例を挙げると、所得税の住宅ローン控除と引くものがあります。住宅ローンを利用してマイホームを買うと借入金の年末残高の1%が所得税額から控除されます。控除期間が10年ですので、結果的に何百万の話になり得ます。適用要件はいろいろありますが、注意点としては、住宅の敷地に係る借入金だけを有する場合は、この控除は受けられないということです。例えば、共働き夫婦が借入金で土地を共有で買い、建物は夫の単有にした場合は、妻は控除を受けられなくなるということです。もちろん各家族の事情や計画にもよりますが、建物も共有にして、妻も建物についての借入をしてあげば結果的には得をするかもしれません。金融機関も当然に分かっていますが、基本的にはお客様からの依頼どおりに進めることでしょから、ご自分の予備知識も必要となるわけです。

不動産に関するご相談、おまかせください。

退職金

社長の決断、応援します。

中退共の退職金制度なら

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合
掛金の一部を国が助成します。

安全

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

有利

社外積立で
管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

簡単

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

詳しくはホームページへ
中退共 検索

お問合せはお気軽に
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211